


平成20年10月1日から

広島県の事務・権限の一部が、「三次市」に移譲され、事務の『担当窓口』が変わります。

※ ご不明な点は、下記の窓口までお問い合わせください。

| 三次市に移譲された事務 | 事務の担当窓口 | | | 備考 |
|---|---------|--|--|-------------|
| | | 平成20年9月30日まで 広島県 | 平成20年10月1日から 三次市 | |
| ○環境保全型農業の推進に関する事務 (導入計画(エコファーマー)の認定など) | 本庁 | 農林水産局農水産振興部 食品流通安全室食品安全G TEL:082-513-3585 FAX:082-228-9913 E-mail:nougijutsu@pref.hiroshima.jp |  産業部 農政課 農林振興係 TEL:0824-62-6163 FAX:0824-64-0172 E-mail:nourin@city.miyoshi.hiroshima.jp | 申請書等提出先変更なし |

(注)「備考」欄に「申請書等提出先変更なし」と記載された事務は、平成20年9月まで、各種申請書等が三次市の担当窓口を経由して、広島県(備北地域事務所・本庁)に提出されていたため、平成20年10月以降においても申請書等の提出窓口(=三次市の担当窓口)に変更がないものである。